

2021年8月19日

長野労働局長 小野寺 喜一 殿

長野県労働組合連合会
議長 細尾 俊彦
長野市高田 276-8 県労連会館内
電話 026-223-16832021（令和3）年度長野地方最低賃金審議会の
答申に対する異議申立書

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、真剣にご尽力いただいている委員の皆様には心から敬意を表します。長野地方最低賃金審議会は、8月5日、今年度の最低賃金の改定について、現行の849円を28円引き上げて877円にすると答申しました。コロナ禍という厳しい経済状況・地域事情、人口動静など直面する問題を踏まえて、真摯に検討を重ねられた結果であるとは拝察いたします。

しかし、この最低賃金額は、労働者・県民の願い・要求からは掛け離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」という人権を保障し、長野県の労働者の確保と地域経済の活性化という点において不十分な答申といわざるを得ません。

今回の答申を受けて、信毎でも「2002年度以降、最大の上げ幅である。とはいえ、最賃の水準はなお低い。県内の最賃で週に40時間フルタイムで働いても、年収は200万円に届かない。それでは生活を維持することさえ厳しい。」（信毎2021.8.8社説）と指摘しています。

今回の答申では、東京都＝1,041円、長野県＝877円ですから「164円」の差が生じます。しかも、私たち長野県労連が取り組んだ「最低生計費試算調査結果」では、時給換算で東京都北区＝1,664円、長野市＝1,699円でした。従って、「長野県の最低賃金はもちろん、東京都の最低賃金ですら、普通に暮らすには困難である。」ことが明らかになっています。

さらに、コロナ禍だからこそ、エッセンシャルワーカーに多い非正規雇用労働者の最低賃金近傍の低賃金を改善するため、地方審としての自主性を発揮すべきです。コロナ禍のもと経済活動にストップをかけているのは国であり、そのもとで必要な支援を国に求めるべきで、労働者の賃金を抑えても、何の対策にもなりません。

信毎も「最賃の引き上げが解雇や雇い止めにつながらないように、政府や都道府県による支えが欠かせない。」（信毎2021.8.8社説）と指摘し、さらに「最賃をめぐってもう一つ見落とせないのは、地域間の格差だ。・・・格差は大都市圏へ働き手が集中する一因になっている。」そして「都市部と地方で労働者の生計

費には大きな差がないことが指摘されている。地域別の現行制度の見直しを含め、踏み込んだ是正策を検討すべきだ。」と結んでいます。

そうした状況下での今回の答申は、残念な結果と言わざるをえません。したがって、ここに異議を申し立てるものです。

以上の点から、長野県労働組合連合会として、今回の長野地方最低賃金審議会の「長野県最低賃金の改正決定について（答申）」について下記の異議を申し立てます。

記

1. 長野県最低賃金額を 28 円引き上げ、877 円とするとした答申については不服であるため、長野県の将来のために再審議を求めます。
2. 最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、最低賃金額を生計維持にふさわしい額「1,500 円」への引き上げを求めます。
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、中小零細企業の支援策の具体化は急務の課題です。公益見解で述べられているように、政府・厚生労働省・関係各機関に対して有効な中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させることを求める意見を送付してください。
4. 異議に関する審議について、公開の場での審議を求めます。また、その際意見陳述の機会を保障してください。

以上